

入札説明書

(案件番号：26415)

- 1 件 名 POS機能付きキャッシュレスレジスター及びキャッシュレス決済端末賃貸借
- 2 施工場所又は納入場所 浜田市殿町地内
- 3 入札方法 指名競争入札 電子入札で執行する。
- 4 完成（完了）期日
又は納入期限 令和13年12月31日（水）
- 5 入札書提出期間 令和8年10月19日（月）9時から 令和8年10月20日（火）16時まで
- 6 開札の日時及び場所 令和8年10月21日（水）9時30分 浜田市役所契約管理課
- 7 入札保証金 免除する。
- 8 契約保証金 免除する。
- 9 最低制限価格の設定 設定なし
- 10 調査基準価格の設定 設定なし
- 11 支払条件 (1) 前金払 なし (2) 部分払 なし
- 12 仕様書等について 仕様書等は入札情報サービス(PPI)において通知日から入札執行前まで閲覧の用に供する。
- 13 仕様書等に関する
質問の提出期限 令和8年10月14日（水）の正午までに、電子入札システムにより提出すること。
- 14 入札の方法等
 - (1) 電子入札とする。郵送又は電送による入札は認めない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
 - (2) 入札金額は、5年間（履行期間）の賃貸借料金の総額（消費税及び地方消費税を除く）を記載すること。
 - (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札すること。
 - (4) 再度入札は1回とする。
 - (5) 入札を辞退する場合は、入札書提出期間に電子入札システムにより行うこと。書面による場合は、辞退届（本市様式）を入札書提出期限までに契約管理課へ提出すること。入札の辞退により今後の指名等において不利益な扱いを受けるものではない。
 - (6) 辞退等により指名競争入札の参加者が1人となる場合は、入札を取りやめる。ただし、電子入札で執行する場合の再度入札にあっては、この限りでない。
 - (7) 本件は、紙入札方式参加承認願（様式1）を入札書提出期間初日の正午までに提出し承認を得た場合に、紙入札での参加を認める。紙入札での参加を認められた場合は、入札書を入札書提出期限までに持参又は郵送等により提出すること。紙入札において代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。郵送等により提出する場合は、浜田市ホームページ掲載「電子入札への入札書提出方法の特例について」の方法によること。

15 電子契約

この案件は、電子契約の対象とする。

電子契約の希望の有無について、応札前に「電子契約利用申請書（word形式）」を電子メールにより提出、又は、応札前に「電子契約利用申請フォーム」により提出してください。この場合において、「電子契約利用申請書」等の提出がない場合は、電子契約を希望しないものとみなします。

※申請書等掲載HPアドレス

<https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1755748997142/index.html>

16 選定理由

本入札の入札参加者選定理由は次のとおり

- (1) リース（情報処理機器）の認定があること。
- (2) 市内・準市内事業者を優先する。
- (3) 5者以上を選定する。

17 落札決定の方法

予定価格の範囲内（最低制限価格を設けた入札においては、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低価格の入札者（財産又は物品処分の場合は最高価格の入札者）を落札者とする。

18 契約の方法

この契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る浜田市の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を変更し、又は解除することがある。

18 その他

- (1) 市税及び地方消費税の滞納者は入札参加資格がないものであること。
また、それらの者が行った入札は無効となるものであること。
- (2) 浜田市ホームページ掲載の「入札に関する基本事項」を熟読のうえ入札すること。
- (3) 落札者は、落札決定の日から7日以内に市と契約を締結すること。
- (4) 契約書の作成を要する。